

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年 1月21日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長

永田 勝則

1 調達内容

- (1) 調達件名 入所者用衣類等洗濯業務委託
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日
- (4) 履行の場所 国立療養所沖縄愛楽園 洗濯場
- (5) 契約方式 契約方法の決定は、一般競争入札（最低入札落札方式）で入札を実施する。入札金額は総価を記入すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（その他）」のA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (8) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険、②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、③船員保険、④国民年金、⑤労働者災害補償保険、⑥雇用保険
- (9) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (10) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園 会計班長 末竹 康成 0980-52-8331（内線8020）
- (2) 入札説明書等の交付場所

本公告の公示の日から3の(1)の場所にて交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所 入札説明書による

国立療養所沖縄愛楽園管理棟会議室

- (4) 入札書の受領期限 平成31年2月27日(水) 10時30分

- (5) 開札の日時及び場所 平成31年2月27日(水) 11時00分

国立療養所沖縄愛楽園管理棟会議室

4 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加したものが、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の基準(低入札価格調査基準：その他請負契約10分の6を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする)に該当するとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。

- (7) その他 詳細は入札説明書による。

【本件担当、連絡先】

住 所：沖縄県名護市字済井出1192番地

担 当：会計課会計班長 末竹 康成

電 話：0980-52-8331(内線8020)

FAX：0980-52-8967

E-mail: kaikeiha@mhw.go.jp

入 札 説 明 書

国立療養所沖縄愛楽園における入所者用衣類等洗濯業務委託に係る入札公告（平成 31 年 1 月 21 日付）に基づく入札については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則

調達機関番号 017

所在地番号 47

2. 調達内容

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| (1) 購入等件名及び数量 | 入所者用衣類等洗濯業務委託 |
| (2) 調達件名の特質等 | 入札説明書及び仕様書による |
| (3) 業務委託期間 | 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 |
| (4) 納入場所 | 沖縄県名護市字済井出 1192 番地
国立療養所沖縄愛楽園 洗濯場 |

(5) 契約方式

契約方法の決定は、一般競争入札（最低価格落札方式）入札を実施する。入札金額は総価を記入すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等（その他）」の A、B 又は C 等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者

であること。

- (4) 厚生労働省からの指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (8) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (9) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (10) この入札の入札書提出期限の直近 1 年間に於いて、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

4. 入札者に要求される事項

入札者は上記 3 の競争参加資格審査にあたり事前に提出書類を求める。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(1) 競争参加資格審査のための提出書類

- ①平成 30 年度厚生労働省競争参加資格の写し（資格の有効期間内のもの）
- ②誓約書（暴力団等に該当しない旨の誓約書）：別紙 3
- ③自己申告書：別紙
- ④保険料納付に係る申立書：別紙様式
- ⑤電子入札案件の紙入札方式での参加について：（別紙 8）
- ⑥応札仕様書：様式任意
- ⑦仕様書に係る質疑書：様式任意

(2) 上記の提出期限

提出書類①～⑦については平成 31 年 2 月 26 日（火）まで。郵送可。

但し、⑦について質疑がある場合は⑦についてのみ、回答に要する期間を設けるため、平成 31 年 2 月 21 日（木）までとする。なお、遠隔地にある業者はファクシミリでもかまわないが入札書提出時には原本を用意すること。

5. 入札書の提出期限及び提出場所等

(1) 入札書の提出期限

①電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限 平成31年2月27(水) 10時30分

(電子調達システムに到着するように提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合は、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕を持って行うものとする。)

②紙により入札を行う場合

入札書の受領期限 平成31年2月27(水) 10時30分。郵送可。

(郵送の場合は受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。)

(2) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園 事務部会計課 内線8020番

(3) 入札説明書の交付について

国立療養所沖縄愛楽園ホームページ又は上記(2)によりメール及び郵送。

(4) 入札説明会について

日時を指定しての合同説明会は行わない。入札説明書参照もしくは(2)へ連絡の上、その都度対応する。

(5) 入札書の提出方法

①入札書は別添の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「開札年月日及び入札案件名の入札書在中」と朱書しなければならない。

②郵便(書留郵便に限る)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「開札日及び調達案件名入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接提出の場合と同様に氏名等を朱書し、上記(2)宛に入札書の受領期限までに到着するように送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

6. 開札の日時及び場所

(1) 開札日時 平成31年2月27日(水) 11時00分

場 所 国立療養所沖縄愛楽園 管理棟2階会議室

(2) 開 札

①開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとする時は、入札関係職員の求めに応じて競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を

提示又は提出しなければならない。

④入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

⑤開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

7. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の無効

①本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約し、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(3) 代理人による入札

①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名等を記入して押印（外国人の場合は署名を含む）をしておくとともに、開札までに代理委任状を提出しなければならない。

②入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(4) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者ろしない場合の基準（低入札価格調査基準：その他請負契約 10 分の 6 を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。）に該当するとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(5) 契約書の作成

①競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

②契約書を作成する場合において、まず、契約相手方が契約書に記名捺印し、更に契

約担当官等が当該契約書の送付を受けてこれに記名捺印するものとする。

③上記②の場合において、契約担当官等が記名捺印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名捺印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 支払条件

別紙契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受領した日から、30日以内に契約金額を支払う。

(7) 障害発生時及び電子調達システムの操作等の問い合わせは下記のとおりとする。

- ・ ヘルプデスク 0570-014-889
017-731-3177 (IP電話等を利用の場合)
8:30~18:30 土日祝祭日を除く
- ・ ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなどの緊急を要する場合には、5(2)の入札書の提出場所に連絡すること。

洗濯業務委託仕様書

国立療養所沖縄愛楽園の入所者用衣類等（職員用白衣等除く）の洗濯業務を円滑に遂行するため、作業にあたっては、下記仕様（業務内容）に基づき、実施するものとする。

なお、本仕様書において、国立療養所沖縄愛楽園を以下「甲」といい、受託者を以下「乙」という。

1. 業務期間及び業務時間

1) 業務期間

期 間：平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

（月曜日～金曜日、祝祭日・年末年始は除く）

ただし、3日以上長期連休については、双方協議により対応する。

（平成31年度は平日245日＋祝日等計12日程度を予定）

2) 業務時間の目安

業務時間：8：30～17：15の間で業務内容にある業務の履行を必要とする時間。

3) 職員配置：日々の業務を履行できる人数。但し、1名はクリーニング師の免許要、その他は洗濯助手でも可。目安として3名程度。

4) 業務場所：国立療養所沖縄愛楽園洗濯場

2. 入所者数及び1日平均業務量、洗濯使用材料

1) 入所者数：140名（平成30年12月25日現在）

2) 1日平均業務量：H30.4月・7月・10月・12月における平均値

・入所者分	洗濯	463枚
	アイロン	65枚
	ドライ	5枚
・園依頼分	洗濯	18枚
	アイロン	12枚

3) 洗濯使用材料（種類及び数量／1日量）

- ・合成洗剤：5.9L ・粉末石鹼：0.1Kg ・メタケ酸ソーダ：1.2Kg
- ・のり：1.0Kg ・過炭酸ソーダ：0.6Kg ・ミルクポン：0.2L
- ・ソフター：1.7L

注）平成31年度より、洗濯業務に使用する材料（品目詳細別紙参照）は乙の負担とする。

3. 業務内容

1) 入所者からの依頼

- ・入所者の出す衣類等の洗濯・糊付・クリーニング・ドライクリーニング・シミ抜き・アイロン仕上げ等の業務

・受付時間 9：00～16：00

（月曜日～金曜日の毎日、（祝祭日・年末年始は除く））

ただし、3以上の連休については、1日または2日の業務有り

● 受付品目

背広上下 背広(ジャケット) ズボン ジャンパー ワンピース(夏・冬)
ツーピース(夏・冬) セーター(半袖・長袖) ベスト 帽子 ネクタイ
Yシャツ 布団 ブラウス ポロシャツ 枕 枕カバー クッション
たんぜん ゆかた 毛布 ジュータン 足ふきマット カーテン(レース含)
コート ガウン 和服 スカート 下着類(靴下・手袋等含)

● 引渡し：依頼受託後3日を目途に完了すること。

2) 入所者以外から依頼

- ・各職場（各センター含む）で使用された物（職員用白衣類除く）の洗濯・糊付
・クリーニング・シミ抜き・アイロン仕上げ等の業務

・受付時間 9：00～16：00
(毎週 月・水・金曜日)

・受付品目

バスタオル(タオル小含)、 タオルケット、 枕、 枕カバー、 クッション、
シーツ類、ベッドパット、掛・敷カバー、掛布団、毛布、バスマット、
病衣(帯含む)、介助用衣(オレンジシャツ等)、ラバーシーツ、当直用(シ
ーツ・枕カバー・タオルケット・毛布)、手術用着(上下)、園内行事用ハ
ッピ・ハチマキ等

・引渡し：次回受付日までに仕上げ(例：月曜受付→水曜日渡し)

3) その他注意事項

- ・洗剤は、無リン洗剤を使用のこと。
- ・漂白は、白生地のみとし、過炭酸ソーダを重量比4%以内で使用し、生地を損
なうことがないように十分注意すること。
- ・糊は合成糊を使用し重量比5%により仕上げをすること。
- ・洗濯は、適量の洗剤を使用して、40℃～50℃の適量の温湯中で10分以上
洗いをを行うこと。
- ・洗剤は洗濯物30kgに対して100gの量で洗うこと。
- ・すすぎは、清浄な水を用いて、初回は40℃～50℃の温湯中で3～5分間行
い、2回目も初回と同様のすすぎを行うこと。また、その度毎に換水すること。
- ・シミ抜きは、繊維の種類、シミの種類、程度等に応じた適当な薬剤を選定し、
シミ抜き作業を行うこと。
- ・洗濯及びクリーニングに使用した薬剤及び洗剤等が仕上げの終わった衣類等に
残留することがないようにすること。
- ・受託者は、衣類等の処理及び取扱いを適正に行うための自主管理体制を整備
し、責任者にこれらの衛生管理を行わせること。
- ・仕上げの終わった衣類等は、包装するか、又は格納設備に収納し、汚染するこ
とが無いように衛生的に取り扱うこと。
- ・受託者は、衣類等のクリーニングに関し、欠損、シミ、汚染、紛失等クリ
ーニング時における管理上不適当がないように注意すること。また、万一欠損等
あった場合は、修復等について委託者の指示に従うこと。

4. 業務上の基本事項等

- ・基本事項

1) 業務従事者の確保

- (1) 乙は本委託業務を行うにあたり、仕様書に定める業務を適正に遂行する能力を有する者及び必要な人員を確保すること。また、従事者の配置や勤務体制については、指定した業務内容を決められた時間内で完了できること。また、従事者の健康上及びその他業務に従事出来ない事情が発生した時は、業務履行に支障のないように代わりとなる従事者を確保すること。
- (2) 乙は本業務委託を行うにあたり、業務従事者の名簿を甲に提出すること。
また、業務従事者の変更があった場合にも同様に提出のこと。

2) 業務責任者の選定

- (1) 洗濯業務を遺漏なく遂行するために、乙は常駐する従事者の中から責任者を1名選定し当園の承認を得ること。
- (2) 業務責任者はクリーニング師の免許を保有していることし、免許の写しを甲に提出すること。

3) 設備等の使用

- (1) 甲は、本委託業務に必要な建物及び附属設備、機械備品（以下「設備等」という。）については別途定める賃貸借契約に基づき、乙に使用させる。

4) 従業員の衛生・健康管理

- (1) 乙は従事者の業務上における被服、頭髮、手指、爪等、清潔保持の管理に留意すること。
- (2) 乙は従事者の健康管理には特に留意し、少なくとも年1回の健康診断を行うこと。ただし、環境衛生上の観点から園が必要と認める場合は随時行うものとする。なお、係る費用は乙の負担とする。
- (3) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による感染症に感染している者、または、その疑いがある者を業務に従事させてはいけない。

5) 再委託

- (1) 乙は、契約に係る事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- (3) 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は原則二分の一未満とする。
- (4) 再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額（以下「再委託に関する内容」という。）について記載した「再委託に係る承認申請書」（様式1）を甲に提出しなければならない。ただし、契約金額が50万円未満の再委託（以下「軽微な再委託」という。）については、省略することができる。
- (5) 再委託に関する内容に変更が生じた場合には、「再委託に係る変更承認申請書」（様式2）を甲に提出しなければならない。ただし、軽微な再委託の場合は、省略することができる。
- (6) 再委託の相手方がさらに第三者に委託を行う場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」（様式3）

を甲に提出しなければならない。

(7) 再委託する場合は、その最終的な責任は乙が負う。

6) 引き継ぎ

(1) 乙は、業務委託契約の満了又は解除に伴い、業務を引き継ぐときは、当園の業務運営に支障がないよう十分な内容及び時間をもって引き継ぎを行うこと。

なお、引き継ぎに要する費用負担は乙の負担とする。

7) 業務報告関係

(1) 乙は日常業務が終了したら、その日の作業内容を「洗濯日誌」等により翌営業日までに甲に報告すること。

(2) 甲は、(1) の報告書に基づき業務完了の確認を行う。

(3) 乙は業務におけるヒヤリハット事案が発生した時は、甲の所定の様式により翌営業日までに報告すること。報告書の遅延や未提出並びに事案の発生が続く場合には甲は乙に対し、書面で改善報告書を求めることが出来る。

8) 個人情報の保護

(1) 乙及び従事者は業務上知り得た個人情報について、個人情報保護法及び甲において規定する個人情報に関する規程を遵守し、漏洩してはならない。なお、契約完了後や職を退いた後も同様とする。

9) 乙が負担する材料一覧（別紙のとおり）

- ・本契約業務において使用する材料に係る費用は乙の負担とする。
- ・使用材料については、同規格類似品並びに洗剤（洗濯洗剤・柔軟剤・シミ抜き剤・漂白剤等）については別紙一覧にある品目と同等成分であれば別メーカーのもので可とする。
- ・使用材料の発注及び納品、支払、在庫管理は乙が自ら行うこと。

10) その他の事項

- ・本契約履行の為に使用する光熱水料は甲の負担とする。
また、貸与する物品において今後更新等実施する場合は、甲の負担において調達する。
- ・甲は委託期間中、休憩室及び事務室として洗濯室の一角を乙に無償貸与する。
- ・乙は従事者員には園の特殊性及び業務の特殊性を理解させた上で勤務させること。

○入所者用衣類等洗濯業務に使用する材料一覧

No.	品目	メーカー・規格	数量	単価	金額(税抜)	備考
1	強力洗剤#100(油污れ用特殊洗剤)	ニックス株・18kg/入	20	4,200	84,000	購入価格
2	アルカリレスキュー(漂白助剤)	ニックス株・15kg/入	20	3,100	62,000	購入価格
3	工業用過炭酸ソーダ (Sodium Percarbonate)	浅野通商・25kg/入	3	5,000	15,000	ネット価格
4	業務用ソフトーA(柔軟剤)	浅野通商・16L/入	20	2,800	56,000	購入価格
5	フックリンα(柔軟剤・抗菌剤配合の液体ワンショット洗剤)	17L/入	20	4,800	96,000	購入価格
6	スターチエース(打粉澱粉)	17kg/入	10	5,500	55,000	購入価格
7	スプレー洗濯のり:タフターチ	900ml/入	1	900	900	購入価格
8	出光アイソールエース(クリーニング溶剤)	200L/入	1	46,000	46,000	購入価格
9	立体目なしビニール	600*600	7	4,200	29,400	購入価格
10	立体目ありビニール 背広用		1	6,100	6,100	購入価格
11	立体セビロ 目あり ム地		2	6,000	12,000	購入価格
12	ビニールハンガー	青 600本入	6	5,000	30,000	購入価格
13	ホッチキス針	1/4 5000PCS	6	450	2,700	購入価格
14	クリーニング用ホッチキス	HP-50	2	5,000	10,000	購入価格
15	R型1000番タックピンク(ロット付)		2	4,000	8,000	購入価格
16	文庫紙着物(中板あり)		4	3,000	12,000	購入価格
17	文庫紙着物	上 10枚入	2	3,000	6,000	購入価格
18	布団袋	900*1200 BOX	2	1,950	3,900	購入価格
19	オートグリス	オイル用	6	6,500	39,000	購入価格
20	パンツガード		1	3,000	3,000	購入価格
21	クリーニング用ボールペン		1	2,200	2,200	購入価格
22	とるぞうくん		1	1,200	1,200	購入価格
23	とるぞうくん用粘着テープ		3	800	2,400	購入価格

・上記品名については、洗剤関係については同成分のもの、その他については同規格の類似品であれば可とする。

・数量はH29年度購入実績。単価(税抜)及び金額(税抜)はH29年度購入実績を記載しておりますが、あくまで参考としてください。

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約に相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確認いたします。

平成_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
2. 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
3. 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
4. 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 殿

(別紙 8)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

住 所

商 号

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札件名 入所者用衣類等洗濯業務委託

2 電子調達システムでの参加できない理由

(別紙1)の記入例

入札書(第 回目)

件 名 入所者用衣類等洗濯業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は必要ありません。

(別紙1)

入札書（第 回目）

件 名 入所者用衣類等洗濯業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙2)の記入例

入札書(第 回目)

件 名 入所者用衣類等洗濯業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○

※ 押印はいらない

代理人

○○○○株式会社△△支店

支 店 長 △ △ △ △

支店長の
印を押印

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は、別紙5の様式を提出する。

(別紙2)

入札書（第 回目）

件 名 入所者用衣類等洗濯業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙3)の記入例

入札書(第 回目)

件 名 入所者用衣類等洗濯業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 社長の印は必要なし

代理人

△ △ △ △

入札に参加
する人の印

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は、別紙6の様式を提出する。

(別紙3)

入札書（第 回目）

件 名 入所者用衣類等洗濯業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙4)の記入例

入札書(第 回目)

件 名 入所者用衣類等洗濯業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 社長の印はいらない。

復代理人

△ △ △ △

印

入札に参加
する人の印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は、別紙5及び別紙7を提出する。

(別紙4)

入札書(第 回目)

件 名 入所者用衣類等洗濯業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙5)の記入例

委任状

* 本社が有り、支社支店の長が入札に参加する場合に使用する。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

本店社長の
印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名 ○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関する事
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
 4. 契約代金の請求及び受領に関する事
 5. 復代理人の選任に関する事
 6. その他上記に付随する一切の事

委任期間は
通常は年間
(年度)委
任である。
(入札期間
だけの場合
もあり得
る。)

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

支店長の印鑑

※ 入札書は、別紙2を使用する。

(別紙5)

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関する事
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
 4. 契約代金の請求及び受領に関する事
 5. 復代理人の選任に関する事
 6. その他上記に付随する一切の事

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙6) の記入例

委 任 状

年 月 日

※本社が有り、本社から代表取締役以外の者が来て入札に参加する場合に使用する。

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

社長の印鑑を押印する。

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社

△ △ △ △

入札に参加する人の名前

委任事項 「入所者用衣類等洗濯業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者使用印

入札に参加する人の印鑑

※ 入札書は、別紙3を使用する。

(別紙6)

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項 「入所者用衣類等洗濯業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者使用印

(別紙7)の記入例

委任状

復代理人(入札に参加する人)

私は××××を〇〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇(競争参加者)の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「〇〇〇〇」の入札に関する下記の権限を委任します。

調理業務委託

※本社が有り、支社支店から支社支店長以外の者が来て入札に参加する場合に使用する。

委任事項 「入所者用衣類等洗濯業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者(復代理人)使用印

受任者使用印

復代理人の印(入札に参加する人)

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) 〇〇〇〇株式会社△△支店

支店長△ △ △ △

復代理人が所属する支店長の印

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 別紙5の委任状も提出する。

※ 入札書は、別紙4の様式を使用する。

(別紙7)

委 任 状

私は、を(競争参加者)
の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「入所者用衣類等洗濯業務委託」の入札に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項 「入所者用衣類等洗濯業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

業務請負契約書 (第1号)

- 1 業務名 入所者用衣類等洗濯業務委託
- 2 履行場所 国立療養所沖縄愛楽園内(別紙、「仕様書」に示す場所)
- 3 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。
- 4 契約金額 税抜総額 円(ほか消費税額及び地方消費税額 円)
税抜月額 円(ほか消費税額及び地方消費税額 円)
上記消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定に基づき契約金額に108分の8を乗じて得た金額である。
なお、消費税法並びに地方税法に係る法改正があった場合には法改正に準じた税額とする。
- 5 契約保証金 免除

甲と乙は、上記の業務請負について、次の条項により契約を締結する。

(仕様書の遵守)

- 第1条 乙は、仕様書に従って委託業務を実施しなければならない。
- 2 甲は、仕様書記載の支出計画により、委託業務の実施に必要な経費を負担するものとする。

(機械器具の管理及び消耗資材の負担並びに従業員控室の提供)

- 第2条 この契約の履行にあたり必要とされる機械・器具・機材は、別途賃貸借契約のとおりとする。
なお、業務に使用する材料・消耗品は仕様書により乙の負担とする。
- 2 甲は乙に対し、乙がこの契約を履行するために必要とする乙の従業員控室及び電気・ガス・水道等を無償で提供するものとする。

(現場責任者の配置)

- 第3条 乙は、この契約の履行にあたり、必要に応じて現場責任者及び現場責任者補助者を選任して次の任にあたらせるものとする。
- ① 乙の従業員の指揮監督
 - ② 本契約の履行に関し、甲との業務連絡調整
 - ③ 契約に基づく履行状況の確認
- 2 甲が乙に対し、この契約の履行に関する発注者としての指示等を行う場合には、乙が選任した現場責任者又は補助者に対して行うものとし、本契約業務に従事する乙の従業員に対して直接これを行ってはならないものとする。

(業務員の勤務要件)

- 第4条 乙は、委託業務を実施する職員(以下「業務員」という。)の服務、福利厚生及び保健衛生の維持等に関し一切の責めを負うとともに、甲が不適当と認めた業務員については、使用してはならないものとする。
- 2 乙は、業務員が業務に従事するときは、名札を着用させ、乙の業務員であることを明確にするとともに、常に清潔な服装を保持させなければならない。

(個人情報に関する秘密保持等の義務)

- 第5条 乙及び乙の従業員は、この契約において処理することとされた事項に関して甲から提供された個人情報または処理を行うに当たり知り得た個人情報については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(業務従事者の個人情報の保護に関する措置)

- 第6条 乙は、この契約業務に従事する者について、個人情報の保護に関する非開示契約の締結、教育訓練等の必要な人的安全管理措置を講じ、かつ、契約の処理に当たり適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の複製等の制限)

- 第7条 乙及び乙の従業員は、甲と合意した目的・方法等によらないで、甲から提供された個人情報を利用もしくは加工し、複製もしくは送信し、または当該個人情報が記録された媒体を送付もしくは持ち出してはならない。

(個人情報の漏洩等の事案の発生時における対応)

- 第8条 乙及び乙の従業員は、甲から提供された個人情報が漏洩し、または漏洩したおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(委託終了時における個人情報の消去)

- 第9条 乙及び乙の従業員は、この契約が終了したときは、直ちに甲から提供された個人情報を消去しなければならない。

(秘密保持規定の効力)

- 第10条 第5条(個人情報に関する秘密保持の義務)の規定は、契約期間の経過または契約の解除により契約が終了した後についても効力を有する。

(個人情報保護に関する規定に違反した場合における契約解除等の措置)

- 第11条 乙及び乙の従業員が第4条から前条までの規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

(個人情報保護に関する規定に違反した場合における損害賠償)

- 第12条 乙が第4条から前条までの規定に違反した場合には、乙は甲が被った損害を賠償しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

- 第13条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。但し、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、乙が前項但し書に基づいて債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し、乙又は乙から債権を譲り受けた者(以下「丙」という。)が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合には、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を留保する。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を前項但し書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と丙の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項但し書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、甲が同令第40条第3項に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(再委託)

- 第14条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- 2 乙は、再委託(委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負を含む。以下同じ。)する場合には、様式第1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、

- 甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

- 第15条 乙は、再委託先を変更する場合は、様式第1の再委託に係る承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

(報告書の提出)

- 第16条 乙は、日々の委託業務が完了したときは、業務日誌により直ちに甲に提出しなければならない。

(検査)

- 第17条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。
- 2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
- 3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

- 第18条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

- 第19条 甲は、前条の約定期間内に支払を行わない場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(契約の解除等)

- 第20条 甲は乙が次の各号の一に該当する事由が生じたときは、本契約を解除することができる。
- (1) 乙が本契約条項に違反したとき。
- (2) 乙が完全に契約を履行する見込みがないとみとめられるとき。
- 2 前項の規定により甲が契約を解除したとき、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させることができる。
- 3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものではない。

(危険負担)

- 第21条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

- 第22条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第23条 甲は、本契約に関して、次の各号該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 後述第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第26条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全体的下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請

- 負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第28条 甲は、第24条、第25条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が、第24条、第25条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合は、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第29条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事業を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

- 第30条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

- 第31条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(帳簿等の整備)

- 第32条 乙は、委託金について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、全ての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は、前各項の帳簿等を委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。
- 4 当該証拠書類について、定期的な報告義務は課さないが、甲の求めに応じ閲覧が可能な状態にしておくこと。

(財産の管理)

- 第33条 乙は、委託業務の実施により取得した財産については、委託業務完了後又は廃止後においても善良な管理者の注意をもって管理し、甲の指示があったときはその指示に従って処分しなければならない。

- 2 乙は、取得財産について様式第2による取得財産管理台帳を備え、甲から別に指示がある場合のほかは、委託業務完了後、取得財産明細表を実績報告書に添付して提出し、必要な場合は、処分に関して甲の指示を受けるものとする。

(現地調査等)

- 第34条 甲は、委託業務の実施状況の調査及び支払うべき額の確定のために必要と認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は所属の職員に乙の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類、その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(故意又は重過失による過払いがある場合の措置)

- 第35条 甲は、乙の故意又は重過失により委託金の過払いが発生していると認めるときは、乙に対してその事実関係の説明や資料の提出を求める等、事実関係の調査を行うことができる。

- 2 前項に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の要求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務についての修正実績報告書を提出しなければならない。

- 3 甲は、必要と認めるときは、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書をふまえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した利息を付すことができる。

(公表の禁止)

- 第36条 乙は、甲の許可を得ないで委託業務の内容を公表してはならない。

(契約の公表)

- 第37条 乙は、本契約の名称、委託金額並びに乙の氏名及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(契約書の解釈)

- 第38条 本契約の目的の一部、完了期限その他一切の事項については、甲、乙協議の上、何時でも変更することができるものとする。

- 2 前項の規定によるほか、本契約の条項について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

- 3 前各項の規定による協議が整わない場合は、乙は甲の意見に従わなければならない。

上記の契約を証するため本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保持する。

平成31年 4月 1日

甲 沖縄県名護市字済井出1192番地
支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 ○○ ○○ 印

乙

印

(様式第1)
※例示：準拠していれば可

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

住 所
名 称
代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

契約書第14条第2項（再委託先の変更の場合は第15条）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

（受託業務の一部を再委託する場合）

1. 委託する相手方の事業者名及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 業務を終了すべき時期
4. 委託する必要性
5. 契約金額

（再委託の相手方を変更する場合）

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の事業者名及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 契約金額

建物及び附属設備・機械備品等賃貸借契約書

支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は平成31年4月1日締結の洗濯業務委託契約に係る契約書第2条に基づき、建物及び附属設備・機械備品等の使用に関して、次のとおり賃貸借契約を締結する。

第1条（使用目的）

- （1）甲が乙に対し貸与する建物及び附属設備・機械備品等（以下「設備等」という。）について、乙は受託業務遂行の為のみ使用するものとする。

第2条（善管注意義務）

- （1）甲の所有する設備等を乙は善良な管理者の注意をもって、使用するものとする。
- （2）乙は、貸与された設備等に対しては業務目的以外の使用及び園外への持ち出しを禁ずる、また、節水、節電に努め、故意又は本来の使用方法を逸脱して使用し、亡失・破損及び修理が必要となった場合には甲に対して弁償すること。
- （3）乙は、貸与された設備等は常に丁寧かつ清潔に取り扱い、洗濯室、洗濯事務所等の清掃、整理整頓を心掛け、安全保持、衛生保持に努める。
- （4）乙は、毎日の作業が終了したら、電源の切り忘れ、水栓の閉め忘れについて確認をすること。また、火気取扱いには十分注意すること。
- （5）乙は、使用中の設備等に異常を認めた場合には速やかに甲に報告すること。

第3条（賃貸借物件及び賃貸借料）

- （1）甲は乙に貸与する設備等は別表1のとおりとする。
- （2）甲が乙に貸与する設備等の賃貸借料（光熱水料含む）は無償とする。

第4条（賃貸借期間）

- （1）設備等の賃貸借期間は、洗濯業務に係る業務請負契約書の契約期間に準じる。

第5条（契約の解除）

- （1）甲または乙が契約有効期間中に本契約を解除しようとする場合は、3ヶ月前までに書面をもってその旨を相手方に通知し、甲乙協議するものとする。

第6条（契約の変更）

- （1）甲及び乙が本契約記載事項につき変更する事由が生じた場合には、速やかに変更契約を締結するものとする。

第7条（協議事項）

- （1）本契約に定めのない事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

以上、契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通保有するものとする。

平成 3 1 年 4 月 1 日

甲 沖縄県名護市字済井出 1 1 9 2 番地
支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則

乙

(別表 1)

甲が乙に貸与する設備等一覧

区 分	名称及び数量
建 物	・洗濯棟（休憩室含む）一棟
建物附属設備	・洗濯棟における電気設備一式（照明及び空調含む） ・洗濯棟における給排水設備一式（トイレ含む）
業務用機械備品	・全自動洗濯脱水機（W1-303） 2 台 ・全自動洗濯脱水機（W1-220E） 1 台 ・全自動洗濯脱水機（W1-401） 1 台 ・全自動洗濯脱水機（WN351） 1 台 ・乾燥機（T-350） 1 台 ・乾燥機（T-355） 2 台 ・乾燥機（VS350） 1 台 ・プレス機（TAT-2） 1 台 ・プレス機（TAT-1） 1 台 ・プレス機（TAS1-4） 1 台 ・プレス機（TAS1-1） 1 台 ・プレス機（TAT-1-3） 1 台 ・プレス機（DF-100J-V2） 1 台 ・プレス機（HF-550） 1 台 ・シーツアイロナー 1 台 ・糊煮器（SC-70） 1 台 ・自動蒸気シミ抜き機 1 台 ・業務用ドライクリーニング機 1 台